

総務文教常任委員会

平成25年9月17日(火)

◎ 開 議 の 宣 告 (午前10時00分)

○委員長(山田 勇) ただいまから総務文教常任委員会の会議を開きます。

出席委員は8名であります。

本日の案件は、お手元に配付しておりますとおり、付託案件2件であります。

お諮りいたします。付託された案件につきましては、9月3日の本会議において既に提案理由の説明を受けておりますので、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(山田 勇) 異議ないものと認め、提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

最初に、議案第7号 伊達市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第7号の質疑をお願いします。

○委員(吉野英雄) 市税条例の一部を改正する条例については、概要について本会議で趣旨説明がされておりますけれども、改めてちょっと何点か確認しておきたいことがありますので、お伺いをいたします。

改正の内容の1点目は、公的年金の支払いをする際の個人市民税を仮特別徴収税額の件でございますけれども、当該年金所得者の年金にかかわる前年度分の個人市民税の2分の1に相当する額に改める、こういう説明になっております。これの狙いは一体どの辺にあるのか、まずお聞かせをください。

○税務課長(竹内典之) まず、委員ご質問の年金の2分の1に相当する額に見直すというものでありますけれども、これは年6回の年金支給の際に市民税を特別徴収するというようなことになっておりますが、この額の改定というのは10月の支給のときに天引きする分からしか、年1回の改定しかできないというふうなことになっております。そうしますと、この年金の年間に納める額が10月改正の時点でその前の年度と頭の年度で大きく変動する。つまり年6回の特別徴収額が平準化しないと。最初の4、6、8というのが少なく処理されると後半大きくなる。また、前半多かった場合には後半少なくなる。なかなか支給される年金の額が変わらない中で特別徴収される額に変動があるということは、やっぱり納税者にとっても不都合があるだろうということで、できるだけ均一化するというために2分の1の算定とすることによって平準化が図られるということがあります。そういった改正がされたというものでございます。

以上です。

○委員(吉野英雄) そうしますと、今回の改正によっては年金所得者については全体的に改善になるというふうな受けとめてよろしいということですよ。それで、平準化されるという改善面がありますが、10月分からしか改正できないということについて特別徴収税額を平準化していくほうが年平均にしていくということでもいいわけですが、徴収額を通知後に徴収額そのものが変更

された場合とか、賦課期日後に市町村外に転出するというような場合もあり得ると思うのですが、こういった場合の取り扱いについてはどのようになるのでしょうか。

○税務課長（竹内典之） お答えします。

2つ目のほうからちょっとお答えしますが、転出された場合についてはこれまではその時点で、年金特徴というのが例えば伊達市から室蘭市に移転された方、それについては転出された時点で年金特徴をとめるというようなことをしておりましたが、その分に対して今回は引き続きその年度中は特別徴収を継続できるというふうに改正がされております。

それと、1つ目にもありますけれども、この部分についてはちょっと資料でもって説明したほうがよろしいかと思っておりますけれども。

○企画財政部長（鎌田 衛） 前段の質問でございますけれども、ご理解をいただきやすいように資料を用意いたしました。その資料に基づいて説明をさせていただきたいと存じますので、暫時休憩をお願いをしたいと思います。

○委員長（山田 勇） 暫時休憩します。

休 憩 （午前10時05分）

開 議 （午前10時06分）

○委員長（山田 勇） それでは、再開します。

○税務課長（竹内典之） それでは、吉野委員の1点目の質問の部分にもかかわりますけれども、それも補足するような形で今お渡しした資料でご説明をしたいと思います。

今回の改正の一番大きなところですが、本徴収と仮徴収の平準化ということをやっと簡単に最初にご説明させていただきましたが、これは年6回の年金特徴のときに特別徴収される税額が均一になるよう、同額になるように算定方法を改めるというふうなことになります。これ具体的な年金の額をお示ししまして、現行の場合だとどういふふうになるのかというのが上の段になりまして、下の段につきましては改正をされた後にはどういふふうになるのかというふうなことでこれをお示ししております。

上の段のB年度のところで、ちょっと色がついておりますけれども、見ていただきたいと思っております。これは、年6回のうちの4月、6月、8月に特別徴収されることとしておりますが、これ6,000円ということで、この3回分、3カ月の分のものがこれが仮徴収と言われるものでございます。そうしますと、このB年度の仮徴収額は1万8,000円ということですが、このときにこのB年度の年税額というのは6月に決定しますので、決定した額によって、ここに1万8,000円の下に3万6,000円とありますけれども、年税額が3万6,000円というようなことになった場合には、残りの1万8,000円を本徴収という形で10月、12月、2月、この3回で引くというふうなことであります。現行の制度でいきますと、翌年度、C年度にいきますけれども、この仮徴収額というのはB年度の本徴収額、この6,000円の額、これを仮ですけれども、仮徴収といいますが、そのまま徴収するというふうなことでありまして、それをずっと繰り返すというふうなことであります。仮にC年度で所得がここで減ったことによって、前年度の所得が減ったことによってC年度

は2万1,000円の税額だったとした場合には、今度本徴収のほうでその分の差額分3,000円を調整するような形で、これ1,000ずつ引くことによって3,000円ということで年額2万1,000円になりますが、これは今の現行制度でいきますと以降D欄、E欄、F欄というふうに平準化しないというふうなことでなっておりますので、1つ目のご質問に対しましてはこれを平準化する、年度間できるだけ同一の額になるように調整する意味でもって改正案というふうなことで、今回このように下のほうにお示ししておりますが、こちらのほうをちょっと簡単に説明いたします。

こちらについては、年1回の10月からの額の改定だったのですけれども、これ4月の仮徴収前にももう一度変更できるというようなこととなりますから、そのことによって調整ができるということになっているわけなのですけれども、まずちょっとC年度のところを見ていただきたいと思えます。一番下の欄です。この年度に関しましても上の条件と同じように仮徴収額ということでその年度6,000円ずつ特別徴収されてきて、8月分までの3回で1万8,000円というものが仮徴収されたというときに、C年度の税額が2万1,000円とすると、同じように残りの本徴収の分でこれ1,000円ずつ、合計3,000円の本徴収ということで年額2万1,000円になりますが、この中でD欄にいくときにこの改正というのは仮徴収額、4、6、8で引く分が前年度、これはC年度の2万1,000円の半分、2分の1になると。ここで1万500円ということですが、これを仮徴収するというふうなことで、期別当たり、一月当たり3,500円ということになりますけれども、ここをこういうふうな調整をもう一回入れると。額の変更ができるというふうなことでやりますと、1万5,000円を引いていますから、通常年ごおりの年税額、仮に3万6,000円だったとすれば残りの分を8,500円の3回、2万5,500円というようなこととなりますが、D年度の調整がされたようにE年度においても仮徴収がこれはちょっとオレンジ色になっていますけれども、3万6,000円の半分というようなことを仮徴収するとなりますと、このE年度から以前のB年度、C年度の前半以前の額で均一といいますか、同じような額で徴収するというようなことになると。2年間でもって平準化に戻るというようなこととなります。これが今回の主な年金特徴部分の改正というものであります。

以上、資料につきまして説明させていただきました。

○委員（吉野英雄） ありがとうございます。大変わかりやすい説明ありがとうございます。

それで、最終的にはE年度、F年度になっていけば大体平準化になっていくわけですが、それ以前のところはかなりやっぱり調整かけていくまでの間に税収額が振れますよね。こういった場合の最終的には市町村の分が調整されるわけですが、年度によって振れる部分についてはこういう場合についてはこういうような措置をするよというふうなことについては何か国のほうからあるのでしょうか。

○税務課長（竹内典之） これを見ておわかりかと思いますが、それぞれの年度において賦課される税額、それと納税義務者のほうから特徴される税額については、これは所得に応じて変動した額、そのままの額が特別徴収に入っていくというふうになりますので、伊達市の会計的には当該年度でもってその税収の収入を特別徴収で得られるということですから、特別そういったような伊達市における会計的な変動とかというのは、年度間の変動とかということもございません。

以上です。

○委員（吉野英雄） まず、第1点目の年金の関係については理解しました。

それで、2点目の金融、証券税制の改正に伴う所要の規定の整備を行うということで、これ条文などを見させていただきましたが、何といいましてもかなり複雑怪奇で、私の勉強不足でなかなか理解できない部分がありまして、この改正のこれも主要な狙いというもののはどの辺にあるのか、この辺についてお聞かせください。

○税務課長（竹内典之） お答えいたします。

これは、説明資料のところにも改正の趣旨のところにもありますが、地方税法の改正が3月に行われまして、その中で平成28年から施行されるとされている部分に関して、金融、証券関係の法律の改正を待って今回の6月に政令、規則とかできましたので、そういったことで関連でもって条例が改正されるというふうなことになりますけれども、その主な内容は、これは税の課税方式の中でも源泉分離課税といまして、預貯金とかってたまたま今非課税なのですけれども、例えば配当があったときにそこから既に金融機関なり証券会社でもって源泉徴収されてしまうと。税を源泉徴収してしまうというふうなことであります。これは、今は株式等ということで、株式に関して言いますと一本になっているのですけれども、28年度からの改正では株式等というものを一般の株式、一般株式と上場株式に分類を分けるということで、実際にその税率がというようなことに関しては今の時点では特別ありませんけれども、今まで株式等に関する譲渡所得というふうに一本化されて市民税かけられるということになっていましたけれども、その分類が2つに分けられて、一般株式、上場株式というふうに分類されることになったことによる今回の19条と19条の2ということで、それぞれ規定をしておりますけれども、そこら辺が改正に係る分というふうなことになります。

以上です。

○委員（吉野英雄） 今ご説明いただきましたけれども、一般株式と上場株式に分けられて、さらに条文の中では特定上場株式等というような言葉も出てまいります。これは、公社債とか、そういうものを指すのかどうか、この辺はいかがでしょうか。16条の3の、資料の7の3ですか、に今まで上場株式等と表現だったものが特定上場株式等の配当等に係る云々という表現になっておりまして、これ特定上場株式というものはまた違う言葉として出てきておりますので、この辺についてはどうということなのか。公社債だとか、そういうのを指すのかなというような感じは持っているので、この辺についてはちょっとわかりましたら教えてください。

○税務課長（竹内典之） 特定上場株式等というふうな文言というのは、16条の3からちょっと出てきておりますけれども、これは一応公社債の投資とは別で、公社債投資以外の証券投資信託というふうなことで定めると。

以上です。

○委員（吉野英雄） なかなかわかりづらいもので、しかも適用が28年度ですよね。それまでの間にこういったものに関係する法律というのは整備されるのか、もう既に整備されていてこういう条例改正をやっているのか、それともこういう方向でいくよということで、前段にもうそういうことで市税条例を整備しておきなさいということなのか、この辺はどうなのか。もう既に法律上は改正されているということなののでしょうか。

○税務課長（竹内典之） 私のほうで全てお答えできるかどうかあれなのですけれども、6月の12日だったと思いますけれども、さっき出ました地方税法の改正の施行に係る分なのですけれども、金融商品取引法というのが改正されまして、それを待つような形で政令改正とかされた経過を見ますと、法律改正があって、それを受けて今回の政令改正、規則改正が行われて、条例のほうも改正するといったことになっておりますけれども、何せ絡みます法律が所得税法であったり、租税特別措置法であったりということで、既に3年前に例えば法律改正、条例改正されたものが3年後の今年度から実際には施行されるというようなものの中にはたくさんありますので、果たしてこれが全てを対応できているかというふうになると、この後も実際施行されるまでの間には改正されるということもあるのではないかなというふうに一応考えております。

以上です。

○委員（吉野英雄） 国会で審議されてきたものですから、これを市でどうのこうのということとはできないことなのですけれども、やはり実際に市内でもこれにかかわって適用を受ける方、平成28年以降は出てくると思いますので、それまでの間やはりかなり綿密にやっておかないと後でいろいろ問題が起きる。絡む法律がいっぱいありますので、その辺についてやっぱりきちっとしておかなければいけないのかなというふうには思っております。改正そのものに対しては私も批判を持っておりますが、なかなか全ての事柄について理解をしていないという部分もありまして、これが実際に運用される平成28年以降どうなっていくのか、やっぱり関係する市民にとっては大変重要な問題ですので、この辺不都合のないように進めていただきたいものだなというふうに思っております。

これにかかわってのいわゆる税収そのものに対する試算などはまだ始まっていないと思いますが、この辺については試算始めているのですか。

○税務課長（竹内典之） 試算はしておりません。していませんというのは、既に上場株式等の譲渡等については市民税がかかっておりますので、それらが分類がされて一般、上場というふうになると、区分がちょっと異なるということで、税額そのものには、今の税には変更はないものと思っておりますので、試算をしていないということであります。

以上です。

○委員（上村 要） 2点ほどちょっと確認させていただきたいのですけれども、概算でも結構ですから、伊達市で公的年金から市税特別徴収されている方というのは、対象者的にはどのぐらいの人数になるか、予想はされているのですか。

○税務課長（竹内典之） お答えします。

現在年金の特徴を受けている方は、25年4月の時点でなののですけれども、2,354名が年金から特別徴収されているというふうなことです。

以上です。

○委員（上村 要） もう一点、今も吉野委員のほうからいろいろと質問された内容を見ても、私も十分理解されていないというか、随分複雑な内容になっているなというような感じもしたのですけれども、これの市民に対しての周知というか、この改正内容、市としてはどのような方法で周知するとか、取り進めをしようと考えているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○税務課長（竹内典之） 6月の条例改正部分までに関しては、7月号の広報で広報しておりますけれども、これらについても機会を見て広報なり、それと申告時期もこれから参ります。そういった機会を捉えて周知するように努めたいというふうに考えています。

以上です。

○委員長（山田 勇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第7号の討論に入ります。

議案第7号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、議案第7号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 伊達市総合体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、議案第10号の質疑を願います。

○委員（小久保重孝） 今回の改正の内容は、何度か議会でも議論されてきている利用時間とか利用料金を定めていますが、まず半年券ですとか、いわゆる定期利用に関する金額の算定根拠というのはどのようにされたのかお伺いしておきたいと思えます。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答え申し上げます。

今回改めて定期券ということで3カ月券、6カ月券を設定しております。周辺の近隣市町村でも定期券を設定しているところがありました。そういった点を参考にしたのと、あと今回個人利用がございまして、1回券等の料金を踏まえて継続して使っていただくという趣旨のもとに、多少割安感を持って設定したという内容でございまして。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） できるだけ定期利用を促すためにということで、割安感のある設定ということでございまして。この利用、試算と申しますか、最初の年度のいわゆる収入というのはどのぐらいを見積もっているのか、ある面定期利用というのがすごくふえれば良いと思っておりますし、そのことによって財政にとっても少し安定した収入というのを年間の中で望めるといいなと思っておりますが、この辺の試算というのはどのように計算がされているのでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

ただいま試算している状況では、収入につきまして今回プールとトレーニング室を設置する予定になっております。その中でプールにつきましては、温水プールのほうで年間で現在のところ450万ほど見込んでおります。トレーニング室につきましては240万ということで、収入に関しましてはトータル約690万ほどを予定しているところでございまして。また、定期券等の利用に関しましては、そのうちおおむね3カ月券で約74万ほど、また6カ月券で約80万ほどという形で見込んでおり

ます。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） 数字のほうは今のところはそういうことなのですが、今この条例の中での数字はこうなのですが、今後例えば多分指定管理になっていく。それで、これもいろんな議員さんからお話があるように、いかにして活用してもらえる施設にすることができるかという点では、例えばインストラクターを入れてさまざまなプログラムを行っていく、そういったことも考えられるのですが、単に団体利用の中でそれが行われればいいということなのか、もしくは指定管理の運営の中でそういったオプションのメニューというものが出てくるのか、またそのオプションの料金というのはどのように考えているのか、その辺についてはいかがですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

指定管理制度、指定管理者の公募につきましては、この後条例制定後、10月以降から動き出す予定でございます。現在その中で通常施設の運営管理のほか、ただいま委員のほうからお話ありましたとおり、いわゆる自主事業としてより健康増進ですとか体づくり、そういった専門の運動の見識を持っておりますインストラクターなどによりまして、各教室等、そういった事業の展開もその中で指定をして進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小久保重孝） そうすると、オプションとしてのいわゆる自主事業の部分で、今の料金以上にお金を取るということはやしとされるということでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） 条例で施設のほうの利用料金等はこのように設定しておりますが、自主事業に当たりますではそれぞれ運営をする、現在も体育館、その他体育施設等で行っておりますが、参加料と。名目はどうかわかりませんが、そのような形で進めていくというふうに思っております。

以上です。

○委員（小久保重孝） それを望んでいるところなのですが、ある面そういったプログラムが出てくると、逆に定期利用の方への影響というものも考えていかなければならないのかなというふうに思っていて、団体利用の部分と定期券を持っている方との兼ね合いというものもあろうかと思えます。これまでの運営で見ていると、大体時間、曜日でうまく切り分けをされているというふうに感じておりますし、これまでは定期利用というのはなかったわけですが、いわゆる個人利用の方への影響というものをどう確保していけるのか、もちろんいろんな大会もあれば団体利用ももっともったしたいということやコースなどもその占有率、占有率というのですか、が出てくると。その辺のプログラムをうまく仕切ってもらえればいいのですが、個人の方の利用を促しながら、そういった団体、またはいろんな研修というか、セミナーといいますか、いわゆるプログラムとのバランス、その辺についてはどのようにお考えかお伺いしておきたいと思えます。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） ただいま委員のほうからお話ありましたとおり、現在も団体等に伴いまして定期利用といいますか、占有で1時間半から2時間、一般の団体でいきますとたしか4団体か5団体あったと思うのですが、1コースもしくは2コースと占有して使っております。今

回先ほど申しあげましたいろんなプログラム、それらは占用コースですとか、また一般開放のコースもそういう団体の定期利用のときには設けておりますので、そういったところに留意しながら進めていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（滝谷 昇） 何点か確認させてください。それで、1点目は、今さらという感じもしながら確認させていただきますけれども、今回プール室に設置されるトレーニング室は施設条例等にわざわざそこ位置づけしなくても、温水プール室で的一部分だから、施設条例のほうに表示しなくてもいいのだという理解でいいのですか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） このたびの改正なのですけれども、総合体育館ということで、総合という部分にはもともと基本構想からそうなのですけれども、プール、それからトレーニング室、それらを含めて総合と。現在ある総合体育館条例でございますけれども、そのような位置づけで設置したものでございます。したがって、プール、それからトレーニング室は総合体育館施設の一部であるという考え方で改正をしております。

以上です。

○委員（滝谷 昇） 正直今回の条例改正で伊達市体育施設条例などを改めて見たら、細かい部分、後で個人的ベースでもいい話題なのですが、体育館という表現になっていますね。これ正式には総合体育館という表現をしなければならないのだらうと思うのですが、それは事務的なだけの話だと思いますので、その辺は多分私はそう思いますので、もしそうだったらそういう改正なり何かが必要でないかなと思っているのですが、教育部長、げんげんな顔していますけれども、もしかして私の思い違ひのですか。そうだったら、直していただければと思うのです。その程度の話です。

それであと、これもまた今さらという話なのですが、今回の体育館条例で料金設定が、体育館は年末と、それから正月以外はオープンですよ。プールだけがこれは前からですけれども、休みになっている。この理由を改めてご説明ください。

○委員長（山田 勇） 前問のほうの答弁はよろしいでしょうか。前問の、先ほどの……

○委員（滝谷 昇） いい。そうだったら求めますから、流してください。

○委員長（山田 勇） わかりました。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

ただいまお話ありましたとおり、総合体育館のほうは年末年始のみでございます。プールにつきまして、開館期間いろいろ検討させていただいたのですが、周辺のプール等も毎週1回または月に数回の休館日を設けていまして、そのとき単なる休みなのかというわけではなく、衛生管理上、その休館日にプール槽の水中清掃だとかをしているそうでございます。そういった意味で私どもも衛生管理の面含めてそういったプール清掃、水中清掃という表現がいいのかどうかわかりませんが、そのような時間が必要だということで、従来と同様、週1回休館日を設置したところでございます。

以上です。

○委員（滝谷 昇） 衛生管理上必要なことなのだと。言いたいのは、利用者側からすれば年がら年中オープンのほうが誰が考えたっていいわけで、でも衛生上ということで従来からも月曜日休み

で、これからもそうするという理解でいいですね。

それとあと、具体的なお金の関係ですけれども、温水プールの個人利用で定期券の中で特別券とありますよね。これは、利用時間は9時から10時だか、お尻のほうは10時、9時でしたか、それが特別券が15時までというようなことになって、特別券というものが設置されている。この目的を教えてください。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

この特別券でございますが、こちらにつきましてはこれまでのプールの利用状況、これを踏まえたときに、今回通年開設するわけなのですが、午前中、日中の利用が比較的少ないと。プラス高齢者、主婦層の方がより日中利用していただけるようにということで、こちらにあります通常の定期券とは別に日中利用としての特別券というものを設けた次第でございます。

以上です。

○委員（滝谷 昇） 多分そうではないかなとも思ったのです。ただ、私なぜ今こうして確認したかといったら、今各学校プールのない時代ですから、15時までだったらここでいう小中学生あたりも特別券という、これはもちろん利用者側からすれば親切的な制度だという認識の上で話なのですが、小学生あたりも該当させたほうがよいのではないのかなと。つまり定期券ということによって、小中学生を3カ月、6カ月ということで通常の利用時間ということをセットで料金設定しますね。今回特別券というのは、お年寄りとか通常の、普通は15時でほとんどの人が使い終わるから、その分で便利行ってやれやという思いでつくったのだらうというのも推測できたのですが、であればもう一歩進んで、小学校や中学で15時でも普通学校で使う場合終わるのではないのかなという思いもあって、その辺はご検討されたかどうか、あるいはそういう考え方はいかがでしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

ただいま委員のほうからお話のございました小中学生への特別券の拡大という意味合いだと思うのですが、この特別券検討の際に小中学生ですとか、ここの区分に応じた状態で設定してはどうかということも考えてはみました。ただ、小中学生については、中学生は少ないのですが、大体6月の下旬から9月にかけては学校のプール学習というのが、これはほとんどが午前中に行われております。それと、夏休み中で考えると期間としては一月程度しかない。そういったものを含めると、この区分でいう3カ月、6カ月では厳しいかなということで、小中学生については回数券の利用というふうに考えたものでございます。

以上です。

○委員（滝谷 昇） 十分ご検討された上での決断だというのを理解しました。

次に、これまた今さらかという話ですが、今回温水プールという施設の中でトレーニングセンターというのができた。昔からこれ課題であって、今までのカルチャーにあるようなトレーニングセンターというのはいかなるものか。今後それらしき、物理的にもそういうものができるので、いわゆる本格的なトレーニングセンターというのをすべきではないかというのは、それは課題でしたよね。ということで、ちょっと改めて教育委員会としての見解をお聞きしておきます。このトレーニングセンターの目的何でしょうか。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） お答えいたします。

トレーニング室、こちらに関しましては単に機械を置くだけ、それで利用者の方が来て、使い方を教えていただいて、それだけで済むという施設では捉えておりません。そもそも目的としては、プールも同様なのですが、やはり健康づくり、体力づくり、ここを主として設置したものだというふうに理解しております。したがって、先ほど若干触れさせていただきましたが、インストラクターと申しますか、そういった指導、また施設を利用したプログラムと申しますか、そういったものも構築していこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員（滝谷 昇） トレーニングセンターというのは、本当にそういうことで、体協関係者から、教育委員会はもちろんですけれども、その辺でこれからの課題だよという、そういうものをつくろうということ動いてきたはずで、そういう意味では、皆さん、教育委員会のご努力というのも一定評価をさせてもらっての立場での発言なのですが、それでご案内のとおり今民間施設もできて、有料で、そして例えばお母さん方が子供の将来のためというような感じでも有料でも使っている時代です。したがって、公的施設がこういうのでければ、当然そういう期待度というのはこれからより増すと思います。したがって、今触れられたインストラクターだとか何かということの、そういう面の充実というのはこれから当然伴っていかなければならないものだと思います。それで、その辺のそういうことの目的の一つとして、現時点で教育委員会としてそういう目的を果たすための手法についてどう考えられているかお話しください。

○生涯学習推進課長（石 秀隆） この施設もそうなのですが、指定管理者制度の中の施設でございます。現在私どものほうで検討しているのは、この後公募に当たって、ただいま委員のほうからお話ありましたとおり、民間でいろいろ有料で教室等を行っている企業もございませぬ。また、他市町ではそういったところが指定管理者として行っている施設もあるということで、それは私どものほうにも伊達のプールはどういう状況なのだということで情報収集に来たケースもございませぬ。そういった意味で今後指定管理の公募をする上で、そういったメニューを手がけるというようなことをいわゆる条件づけるというのでしょうか、仕様の中で整理していった上でこの後公募していただく事業者に実施していただくということを考えているところでございませぬ。

以上です。

○委員（滝谷 昇） 今答弁あったように、これから指定管理者ということも決めていかなければなりませんから、それこそ言わずもがなのことですが、指定管理者側に、十分なそういう認識を持った指定管理者にしなければなりませんし、私はやっぱり地域のそれは貢献されている団体が指定管理者になるべきだという思いは持っている一人ですが、ただその辺のことを十分に認識して運営していくということが大前提になりますから、そういう意味では多少乱暴でもどこかのそれらしきノウハウを持った民間の団体なり何かを取り入れないと、指定管理者の問題というのは、制度の問題というのは小規模な都市ほど残念ながらこちらが狙う指定管理者というノウハウを持ったり、運営してくれるような団体がいないところが悩みなのですが、したがってそういう意味ではそれらしき該当する指定管理者になるような団体というのは、もう当然自助努力もして

もらわなければならない。単なる繰り返しますけれども、昔のようなトレーニングセンターと称されるような何かのあるどこかの団体のホットポジションみたいな位置づけになるようなこと、絶対それは避けなければなりませんし、本当に今のトレーニングセンターという、できるのだという期待はすごく高いですから、そこは指定管理をさせる教育委員会として十分わきまえた上で決めていただきたいという思いを持っております。

それで、あともう一点は、この関係ですけれども、普通こういうところは地元のアスリートとか何かいて、それか、その方々がいることによってトレーニングセンターへの全体的な位置づけが高まって、より活用する、あるいは最終的には体育振興ということにつながっていくという事例があるのですが、どうなのでしょう。伊達にいれば、私さっきから言っているのと矛盾するかもしれませんが、地元のそれらしき人最優先でそこに採用して、リーダーシップ発揮してもらおうべきだと思うのですが、その辺の人材ということについてはどういう認識でしょうか。

○議長（寺島 徹） 教育部長。

○教育部長（松下清昭） 伊達に今委員おっしゃるようなアスリートの方がいらっしゃるかどうかはちょっとうちでは把握しておりませんが、うちの施設というのはあくまでも先ほどありましたように健康増進ということを目的としますので、アスリートの方に筋トレの方法とか教えてもらうのもいいのかもしれませんが、アスリート系のための筋トレのための施設でないもので、そこまで求めなくても民間のそれなりの資格を持っていた方でそれなりに活用していただくほうがかえっていいのかなということを考えております。

○委員（滝谷 昇） 私部長の答弁を否定するものではありません。私が発言したのもそれ一手段でしょうという程度の話ですけれども、いずれにしても繰り返すことになりましてけれども、トレーニングセンターって私思った以上にやっぱり本当に期待しているのです。それは、今こういう自分で体力維持向上のためにそういうところの活用をしたいとか、それから競技団体からすれば、例えば私バレーならバレーに所属していますけれども、バレーのことについて一般の人たちが何か指導してもらおうとか、そういうようなレベルとか、人がいればいいなというような希望もあったりして、本当に期待しているのです。だから、そういう意味では間違いなくこれからの指定管理者とか、出てきます。私の思いはこの場で言うわけにいきませんが、それらしき団体が、私は地域のものを活用するべきだというのが大前提の話ですけれども、それやると変なことにもなりかねませんで、現にこの辺の認識させた上で、その辺の十分指定管理を指定するということについてされますよう求めて、私の質問を終わります。

○委員長（山田 勇） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） ないものと認め、質疑を終わります。

これより議案第10号の討論に入ります。

議案第10号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第10号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、議案第10号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告書の案文については委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山田 勇） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでございました。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午前10時55分）